平成２８年（フ）第１０３１号
大阪府門真市江端町24番８号
債務者　上井加代子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３２号
大阪府豊中市箕輪２丁目12番７－301号、前住所静岡県富士市柚木113番地の１　コーポラス広町105号
債務者　髙見　昭一
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３５号
大阪市此花区伝法１丁目１番２－408号
債務者　鏡原　和子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３９号
大阪市平野区瓜破１丁目４番５－502号
債務者　小林　順二
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２号
長崎県長崎市川平町594番地　マーブルハウス102号
債務者　林田　新一
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３号
北海道苫小牧市汐見町３丁目６番５号　メゾンヘイワＡ203号
債務者　岡部美佐子（旧姓熊本）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２４号
青森県八戸市新湊２丁目５番８号
債務者　玉山　登子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
青森県八戸市大字白銀町字大沢頭３番地２　カーサアルジェント105号、前住所青森県八戸市旭ケ丘１丁目３番地　市営住宅Ｂ５－１－２
債務者　久保　主税
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第９号
福島県いわき市内郷高坂町１－99－２、住民票上の住所茨城県笠間市稲田4113番地１
債務者　塚野　伸二
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第３７号
茨城県水戸市元吉田町842番地の１　ＴＭハイツ30Ｃ
債務者　酒井　保義
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
茨城県水戸市姫子１丁目107番地の２　プレミールＣ棟102号
債務者　平井　道夫
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１８号
千葉県木更津市岩根４丁目４番９号
債務者　鈴木はつ子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２９号
新潟市中央区上大川前通３番町130番地１　トーカンマンション上大川前402号
債務者　坂内　敏郎
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
長野県上田市緑が丘３丁目４番６号
債務者　土屋　耕造
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２５７号
長野県塩尻市大字宗賀2291番地２
債務者　三村　　進
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３０号
長野県松本市埋橋２丁目５番15号
債務者　矢田　香織（旧姓水上）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
長野地方裁判所松本支部